

東海市保育料月額表

保育料の額（階層）は、入所児童と生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。祖父母等）のすべてについて、それらの者の市町村民税（均等割及び所得割）の合計額により決定されます。

3歳以上児につきましては、幼児教育・保育無償化により保育料が無償化されます。ただし、給食費（主食費・副食費）が別途必要になります。

（単位：円）

世帯の階層 保育児童			標準時間保育児童			短時間保育児童		
			0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
A	生活保護法及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	A・B階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみの課税世帯）		6,400	5,700	5,400	6,200	5,600	5,300
D 1	A階層を除き市町村民税課税世帯でその所得割（※）の年額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	8,500	7,500	7,100	8,300	7,300	6,900
D 2		48,600円以上 58,800円未満	11,900	10,800	10,300	11,600	10,600	10,100
D 3		58,800円以上 97,000円未満	22,100	20,400	19,900	21,700	20,000	19,500
D 4		97,000円以上 132,600円未満	30,900	29,300	28,300	30,300	28,800	27,800
D 5		132,600円以上 169,000円未満	40,300	39,000	36,500	39,600	38,300	35,800
D 6		169,000円以上 301,000円未満	46,800	45,200	43,200	46,000	44,400	42,400
D 7		301,000円以上	50,500	48,800	46,800	49,600	47,900	46,000

※ 市町村民税所得割額については住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国税控除額、配当控除額、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額等が含まれます。また当該年度4月分～8月分保育料は、前年度市町村民税により算定し、当該年度9月分～3月分保育料は、当該年度市町村民税により算定します。

（1） 同一世帯で子ども（年齢制限はありません）を2人以上養育している場合の第2子以降の保育料は0円

（2） 市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯で、世帯に要保護者等が属する場合、保育料は0円

※ 要保護者等とは・・・生活保護法に規定する要保護者、母子・父子又は寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者、障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者等

※ 保育所等への出席の有無にかかわらず、当該月に在籍する場合は、その月の保育料等を納入していただきます。

◆ 早朝保育の利用について（標準時間・短時間保育共通）

○ 公立保育園、エチュード上野台、きだっこえん、小規模保育事業

早朝保育（7：30～8：00） 使用料 月額700円

（注意事項）

開園時間は7時30分です。大切なお子さんを保育するうえで十分に体制が整う7時30分以降の入室をお願いします。登園後の準備や検温に要する時間も考慮してください。

○ 葵名幼稚園（※ 詳細については、葵名幼稚園へ直接お問合せください。）

早朝保育（7：30～8：00） 使用料 月額700円

○ 明佳幼稚園（※ 詳細については、明佳幼稚園へ直接お問合せください。）

早朝保育（7：30～8：00） 使用料 200円／回

「短時間保育児童」が対象となります。「標準時間保育児童」については、早朝保育使用料分は保育料に含まれておりますのでご注意ください。